

法人後見事業について

岸和田市、豊中市、神戸市の取り組みレポート

2013/12/10 作成西脇邦雄

岸和田市社会福祉協議会レポート

2013年8月27日

岸和田市社会福祉協議会、地域包括支援センター
上出修平さん、橋本香月さん

1 法人後見事業

- 日常生活自立支援事業の利用者増加—2000年2件から2012年197件
認知症高齢者が100件越える。2009年から開始。
- 法人後見受任の条件—どれかに該当すること
 - 1 岸和田市との自立支援事業の契約者
 - 2 市長申し立てを行なった者
 - 3 社協会長がとくに認めた者
- 1 利用者で継続性が必要、かつ若年の障がい者の例が3の大半を占める
- 受任件数—男性後見3補助1女性後見3合計7人 2013年3月末
- 受任審査会—精神科医、弁護士、社会福祉士、市(高齢、障がい、生保)社協理事で構成
- 相談件数 42件—認知症高齢者 34 知的 2 精神 6

2 受任可能件数

- 正職員3人兼務なので10件程度
- 特色として自立支援、法人後見、市民後見人の養成、啓発を総合的に行なう
- 担当者は社会福祉士—成年後見人養成講座を公務として受講
- 月1回権利擁護支援会議を開催—市長申し立て担当、生保、権利擁護センター

3 メリットデメリット

- メリット—自立支援事業からの継続支援が可能。人間関係が結びにくい方への切れ目のない支援が可能。社協をしてのノウハウの蓄積—市民後見人の養成への反映。
- デメリット—職員の体制—兼務での限界？専門性の担保。

4市民後見人養成の取り組み

○2011 年から市民後見人養成事業開始。国庫補助事業に採択—市が実施主体で委託受ける。200 万円。

2011 年 16 人 2012 年 2 人—市民後見人バンク登録者が誕生。

市民後見人の受任件数 6 件。受任調整会議で受任の可否決定、専門職相談を週 1 回開催—支援方針や家裁への報告書作成を支援。24 時間の緊急連絡体制。

5 法人の形態財政基盤

- スタッフ兼務で 3 人
- 後見報酬 2012 年 745,000 円
- 完全に社協の自主事業—行政補助なし。専任職員のない現在は過渡期。
- 受任件数 30 件— $18,000 \text{ 円} \times 30 \times 12 \text{ 月} = 6,480,000 \text{ 円}$ を越える事が単独事業の採算の分岐点。18,000 円は家裁の報酬の平均額。
- 市民後見人は無報酬。月 3~4 回の訪問、金銭管理などの後見メニューに応じて活動。

豊中市社会福祉協議会 地域福祉権利擁護センターレポート

2013年11月14日

豊中市社協常務理事松井晴美さん、同事務局長森正己さん、
相談支援課地域福祉権利擁護センター課長才川茂子さん、センター長
三木隆弘さん

1 日常生活自立生活支援事業-115件認知症高齢者 64件知的 10件精神 31件
2013年3月末現在

- 横出しサービスとして財産保全管理サービス-一般高齢者と身体障がい2人も実施。
- 相談無料。生保0円、非課税収入 150万円以下 300円、250万円以下 900円、収入 250万円超 1,880円=現在2人のみ
- 財産保全管理運営委員会で定期監査を実施
- 年間相談件数-2177件金銭管理 1889件生活設計 202件など
2013年市の委託で市民後見人養成講座-11人基礎講習、実務講習終了8人がバンクに登録

2 法人後見事業

- 市長申し立ての知的と高齢の方2人を受任
- 対象は市長申し立て、自立支援事業の契約者、社協がとくに認めるもののいずれかに該当する者
- 受任審査会あり、社協は後見業務に従事する職員を指名する。
- 財産の保管-社協が契約する貸金庫に保管する一通帳、有価証券、登記済み権利証、実印、印鑑登録、宝石貴金属類、現金、その他
- 家庭裁判所に報酬の申し立てを行なう。

神戸市社協こうべ安心サポートセンター神戸市成年後見支援センター レポート

2013年9月14日

センター長石古恵子さん、あんしんサポートセンター川崎秀男さん

1 日常生活自立支援事業—527件認知症 411 知的42精神 74

2 法人後見

- 2003年10月から開始—全国で初？法人後見 8人任意後見＝見守り 8人監督 8人
- 当初研究会をスタート。当時は後見の土業もなく、お金もちでない福祉的な人を想定して任意後見をはじめた。2003年から受任してきたが、現在新規はストップ。他のソース、土業などへ相談をまわしている。2011年に後見センターができ、市民後見人養成にシフトしている。
- 社協の取り組みは大きく3パターンに分かれている。
 - 1 神戸市伊丹市などの多数派—家裁の要請もあり、法人後見をのこしつつ、市民後見人に受任、社協が監督人としての役割。財産管理とお金の宅配の仕事。財産ある人なら1~3万円／月程度の報酬で受任。無償がいいのか有償にすべきか議論がある。
 - 2 北九州市、仙台市など一個人で受任し、社協のスタッフとして市民後見人が働く。
 - 3 大阪市のように何もしない。
- 新規案件は運用審査会で、相続問題や家の処分等の対応をする。

3 市民後見人

- 2012年 2013年で54人が登録。14人が受任し、6人が申し立て手続き中。
- 市長申し立てから家裁の決定で受任する。市民後見人に見てもらった方がいい場合もある。障がいなどで親が後見人でその親が高齢化しているケースなど。
- 家族関係や本人の状態が落ち着いているケースで、月1回の面会と宅配で1人30件が限界ではないか。

4 対制

- 事業費は2300万円。嘱託4人正職員は1人。相談が1000件。